式第1号 (第4条関係)

		精神又は身体	の障害により	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書	低賃金の減額の特例	許可申請書		
事業の種類	<b>∤</b> ⊞!		事 業 其	場の名称	빠	業場の	) 所在地	
減額の特例許可を	出	柘	性別	生年月日				
受けようとする 労働者					減額の特例許可を 受けようとする	佈		
精神又は身体の 障害の態様					大されて、「最低質金」の関係では、「最低質金」のでは、「は、」のでは、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、	最低賃金額		E
従事させようとする 業務の種類						金	日以上	ζF
労働の態様					支払おうとする賃金	減額率		%
減額の特例許可を 必要とする理由等						田		
平成	成年	A	Ш	1 日世	盤			
	労働局長	周長 殿		在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在 在	五			

当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。 欄には、滅額の特例許可があつた場合に、 の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に 労働の態様」

放額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること (地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、 法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当 「滅額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条

署名することができる

## 最低賃金の減額の特例許可申請について

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」(最賃法第7条第1号) ~

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」の最低賃金の減額の 特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。



## 労働者の方の障害は、業務遂行に、直接、著しい支障を与えていますか?

単に障害があるだけでは、許可の対象とはなりません。その障害が業務の遂行に、直接、支障を 与えていることが明白である必要があります。

また、支障があったとしても、その支障の程度が著しい場合でなければ、許可の対象とはなりません。

- ※ 支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が、比較対象労働者(裏面1参照) の労働能率の程度にも達しない場合をいいます。
- ※ 許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ 最低賃金額が適用されます。

## 障害について、客観的な資料がありますか?

労働者の方が身体障害者手帳などをお持ちの場合は、御本人、御家族などの了解を得た上で、こ れらに基づいて申請書の「精神又は身体の障害の程度」欄に記入し、身体障害者手帳などの写しを 申請書に添付してください。身体障害者手帳などがない場合であっても、障害が原因となって業務の 遂行に直接著しい支障を与えることが明白だと思われるときは、所轄の労働基準監督署に御相談く ださい。

## 減額率は、労働能率の程度に応じ、職務内容などを勘案したものとなっていますか?

減額率は、比較対象労働者(裏面1参照)に対する労働能率の程度に応じた率を上限として、減 額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力、経験などを総合的に勘案して定めることになり ます。



## 減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

## 1 比較対象労働者の選定

比較対象労働者(減額対象労働者と労働能率の程度を比較する労働者)は、同じ事業場で働く 他の労働者のうち、減額対象労働者と同一または類似の業務に従事していて、かつ、最低賃金額 と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、最低位の能力を有する方を選定してくだ さい。

※ 地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の双方について減額の特例許可を申請する場合は、比較 対象労働者は、特定(産業別)最低賃金の適用を受ける労働者の中から選定してください。

## 2 減額できる率の上限となる数値の算出

減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に把握して比較し、減額できる率の上 限となる数値を算出します。

## (減額できる率の上限となる数値の算出例)

比較対象労働者の労働能率を100分の100とした場合、減額対象労働者の労働能率が100 分の70であるときは、減額できる率の上限は、30.0%となります。(100.0-70.0=30.0)

※ 小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

## 3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験など を総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。上記2の 例で、30.0%を上回る数値、例えば35.0%とすることはできません。

## 4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した金額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください(金 額が減額率に対応したものとなっていることを必ず確認してください。)。

- ※ 支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外 手当、休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定 する賃金は算入できないことに御注意ください。
- ※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払お うとする賃金の額を定めてください。

## (東京都各種商品小売業最低賃金(787円)の場合の例)

減額できる率の上限(上記2)は30.0%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を 20.0%と定めることにしました(上記3)。

この場合、

- ・減額する額は、157円となり、
- ・支払おうとする賃金の額は、787円-157円=630円

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 787円×0.2=157.4円ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって158円として減額をして しまうと、減額率は20.0%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにする必要があります。

# 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

# 「事業場の名称」

「減額の特例許可を受けようと

「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。 法人名又は個人企業名

# 「事業場の所在地」

ざい。労働者になる()に申請することは

(採用前)

できませんので御江漁ください。

性別及び生年月日を記

の氏名、

都道府県名から記入してください。

# 樣式第1号 (第4条関係) 「精神又は身体の障害の態様」

「精神又は身体の障害の態様」		精神又は	するでいる	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書	低賃金の減額の特例	許可申請書	
「精神障害者保健福祉手帳」「療	事業の種	1 類	事業電	の名巻	#	業	の所在地
育手帳J「身体障害者手帳」等 の公的機関が発行した資料に	各種商品小	小売業	株式会社スーパー霞ヶ関	パー酸ケ関	東京都子	-代田区霞	東京都千代田区霞が関〇一〇一〇
基づいて精神又は身体の障害	減額の特例許可を	田	性別	生年月日			東京都最低賃金
の態様及び程度を記入してくだい、メカルの資料がない場合	受けようとする 労働者	江東一郎	配	昭和63年10月1日	減額の特例許可を 8 は トゥンナス	年	東京都各種商品小売業最低賃金
(では、所轄の労働基準監督署に)(() () () (() () () () () () () () () (	精神又は身体の 障害の態様	身体障害2級、下肢の障害	1		•	最低賃金額	H 997
「従事させようとする業務の種類」	従事させようとする 業務の種類	販売商品の検品、点検、補充、棚卸し等の業務	5.検、補充、棚5	卸し等の業務		金額	日が日 089
減額対象労働者に従事させ ようとする業務の種類を具体的	労働の能様	始業時刻午前8時、終業時刻午後5時休憩12時から1時間	終業時刻午後! 	5時	支払おうとする賃金	減額率	20.0%
に記入してくだない。		作業の詳細は別紙1(※)のとおり。	(※)のとおり	0			同種労働に従事している健常労働者
「労働の態様」	減額の特例許可を 必要とする理由等	身体の障害により同種労働に従事している健常労働 労働能率に比較して著しく労働能力が低いため。	種労働に従事 7 著しく労働角	身体の障害により同種労働に従事している健常労働者の労働能率に比較して著しく労働能力が低いため。		田	の労働能率等と比較し、職務の成果 等を勘案して別紙2(※)のとおり減 額率及び金額を戻めた。
始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入して		平成 21 年 4 月	7 B	:	職	代表取締役社長	<b>壮</b>

「減額の特例許可を必要とする

理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を

**都道府県労働局長」** 事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、 ※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、が

派遣元事業場を管轄する労働 、所轄の労働基準監督署に 2部 提出してください。 派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、 者が派遣労働者の場合は、 2部 提出してください。

# 「使用者」

て申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

の最低賃金の件名及び金額を れの件名及び金額を記入してく 地域別最低賃金及び特定最 であれば、 賃金の双方

額

弫

ジの4を

頃に規定する賃金を算入しない めた支払おうとする賃 测 精皆勤手当、 :当など最低

## 「減額率」

めた減額率を記入してください。 小数点以下が生じた場合には、 小数点第2位以下を切捨てにし ジの3を参考 田町

法令、許可基準に基づき当該 減額率を定めた理由を記入して ください(※欄が足りない場合 には、別紙に記入して添付して

附 K

田

X

敋

出

労働局長

東京

(※欄が足りない

別紙に記入し